

お困りごとについて相談しませんか？

行政相談委員と弁護士で、解決のお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

と き : 令和5年1月13日(金)
 時 間 : 午前10時～午後3時
 場 所 : 坂本支所仮設庁舎 会議室
 行政相談 : 委員 森上 幸久 氏
 総務省 熊本行政評価事務所職員
 法律相談 : 熊本県弁護士会会員



行政相談シンボルマーク



《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212

★★★市税等の納期について★★★

1月31日(火)納期限のものは

- ☑固定資産税 4期
- ☑国民健康保険税 10期
- ☑介護保険料 10期
- ☑後期高齢者医療保険料 7期
- ☑簡易水道使用料 1月分

<12月使用分> です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212

◆◆◆ 年末・年始の可燃ごみ収集について ◆◆◆

年末年始のごみ収集は、通常と異なりますので、各地区の「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

○12月31日(土)から1月3日(火)までは、ゴミの収集はありません。

○1月4日(水)からは通常通りの収集を行います。

*集積場の管理は各自治会で行われています。

ごみ出しルール、マナーを守って周囲に迷惑が掛からないようにご協力をお願いします。



《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212

「災害復興住宅融資相談会」のお知らせ

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、自然災害で被害を受けた住宅を復旧するための「災害復興住宅融資」の相談会を開催しています。ご高齢の方が利用できるメニューもありますので、住宅の復旧(建設・購入・補修)をご検討の方は、是非一度ご相談ください。

ご予約いただいた方を優先させていただきます。

◎相談会予約連絡先: 096-241-6180 (平日 9:00~17:00)

なお、完全予約制ではありませんので、予約なしでのご相談も受け付けますが、お待ちいただく場合があります。

また、八代市においては、熊本県建築士会八代支部相談会でも住宅金融支援機構職員による相談対応を行っていますので、是非ご来場ください。

■災害復興住宅融資 相談会等スケジュール(1月)

開催場所等	開催日	開催時間
熊本県建築士会八代支部相談会(八代市地域支え合いセンター)	1月8日(日)※	13時~16時
定期相談会(八代市地域支え合いセンター)	1月11日(水)	10時~16時
熊本県建築士会八代支部相談会(八代市地域支え合いセンター)	1月22日(日)※	13時~16時
定期相談会(八代市地域支え合いセンター)	1月25日(水)	10時~16時

※1月は第1日曜日が元日となるため、第2・第4日曜日に変更となります。

《問い合わせ》住宅金融支援機構熊本復興支援グループ 高木、林田 ☎ 096-241-6180

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。



地域おこし協力隊

ほのかの 活動報告♪



あけましておめでとうございます。

バス通勤から初心者マークカー通勤になりました、松田です。

坂本支所とバス停間の、坂本⇄大林の往復をしなくなり、筋肉が減ったような気がするこの頃です。

12月に入ってから、箱罾による狩猟を教わり始めました。大学の隣の山で、福岡県新宮町の地域おこし協力隊が狩猟のイベントをしていたのが、狩猟に興味を抱いたきっかけです。

これまで坂本町のあちらこちらで、『シカやイノシシの被害が大変だ』とよく伺っておりました。少しでも力になればと勉強しています。箱罾は重いので、まずは筋肉をつけなければと実感しています。

腕力大事!

新年から筋肉の話ばかりになってしまいました。令和5年度もよろしくお願いいたします。

「地域おこし協力隊員」1名募集中!

坂本町では、「地域おこし協力隊員」を募集しています。

都市地域※からのUターン就職をお考えの方にご案内ください。

○主な業務

八代市坂本町の産業・観光の開発(農林水産加工物の商品開発、豊富な水資源を生かした起業の発掘等)、地域の情報発信などの地域協力活動。

○主な勤務条件

- ・市の会計年度任用職員として、採用の日から最長3年間雇用
- ・月~金曜までのうち週4日(午前8時30分~午後5時15分) 坂本支所内に勤務
- ・給与等: 月額160,960円、一定以上の要件で期末手当を支給
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用

○応募資格等

- ・都市地域に居住していて、八代市に生活の拠点を移す意志のある人
※三大都市圏や政令指定都市等(熊本市及びその周辺を含む)詳細はお問合せください
- ・任期満了後も、八代市坂本町に定住意志がある人
- ・普通自動車免許を有し、自動車の運転ができる人
- ・パソコンを用いた文書作成や表計算をすることができ、SNS等の活用ができる人
- ・18歳以上の方なら、どなたでも申込みます。



《問い合わせ》 坂本支所地域振興課 総務振興係 ☎ 45-2211

運転者、歩行者、家庭、職場で声をかけ合い、交通事故ゼロの熊本へ!

『年末年始の交通事故防止運動』実施中!!

運動期間 令和4年12月21日(水)~令和5年1月3日(火)

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、飲酒の機会も増え、交通事故も多く発生します。飲んだら車を運転しないのはもちろん、交通ルールを遵守し、安全な運転をお願いします。歩行者や自転車の方も、「止まる、見る」を徹底し、夕暮れから夜間は反射材の着用をするなど、交通事故に遭わないように十分気をつけましょう。

「思いやりあふれる安全な行動」を心がけ、交通事故ゼロで明るい新年を迎えましょう!